

No.	案件名称	契約の種類	主管局	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	食道閉鎖式エアウェイ(LTS)買入	医療用機器	消防局	(株)アダチ	7,591,500	平成24年7月2日		契約の性質または目的による場合	
2	DK 継ぎ輪丙 外5点(200430)買入	金属類	水道局	大和キャスト(株)	1,590,865	平成24年7月13日		契約の性質または目的による場合	
3	給じん装置用部品(カバープレート(本体下部中間用))外48点(舞洲工場)買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	23,415,000	平成24年7月19日		契約の性質または目的による場合	
4	メインストレッチャー修繕	医療用機器	消防局	日本船舶薬品(株)	4,452,420	平成24年7月30日		契約の性質または目的による場合	
5	北港抽水所外2か所における発電機一式 借入	その他賃貸	建設局	メタウォーター(株)	10,920,000	平成24年7月30日		緊急の必要による場合	
6	券売機借入(再リース)(その2)	その他賃貸	ゆとりとみどり振興局	東京センチュリーリース(株)	1,831,620	平成24年7月31日		契約の性質または目的による場合	
7	ポストカラムーイオンクロマトグラフ分析計 修繕	理化学機器	水道局	(株)ジェイ・サイエンス関西	4,200,000	平成24年9月5日		契約の性質または目的による場合	
8	低速回転式せん断破碎機用ピースカッター外4点(舞洲工場)買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	21,367,500	平成24年9月20日		契約の性質または目的による場合	
9	ボイラー用肉盛溶接管1外2点(鶴見工場)買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	20,265,000	平成24年9月21日		契約の性質または目的による場合	
10	免税軽油(給油施設分)第3四半期買入(単価契約)	石油類	複数局	港石油(株)	98,700	平成24年9月26日		契約の性質または目的による場合	

随意契約理由書

1 案件名称

食道閉鎖式エアウェイ（LTS） 買入

2 契約の相手方

(株)アダチ

3 随意契約理由

食道閉鎖式エアウェイ（LTS）は、心肺停止傷病者に対して救急救命士が医師の指示により実施する特定行為（器具による気道確保）に使用する救命資器材であり、類似製品と以下5点について比較検討した。

- ・ 挿入が容易で他の機器と接続でき、固定性があること。
- ・ 気密性があること
- ・ ハンドフリー状態で活動ができること
- ・ 食道疾患傷病者への使用が可能であること
- ・ カフの注入操作が1回の操作でできること

上記すべてを満たすものはスミスメディカル・ジャパン株式会社製のラリングルチューブサクションLTSのみであり、傷病者の救命に最も効果的であると考えられるため、本製品を選定する。

また、(株)アダチはスミスメディカル・ジャパン株式会社を取り扱う全製品の唯一の販売代理店である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急） （電話番号 06-4393-6628）

随意契約理由書

- 1 案件名称
DK 継ぎ輪丙 外5点 (200430) 買入
- 2 契約の相手方
大和キャスタル 株式会社
- 3 随意契約理由
大阪市内には、インチ管規格で製造していた鑄鉄管（以下、インチ管と言う。）が現在も埋設されており、インチ管が漏水した際には緊急修繕材料として適合する継ぎ輪は本製品しかないため、常時確保しておく必要があります。
また、本製品は大阪市水道局資材購入仕様書に基づき製造されるため、一般市場には流通していません。
上記業者は本製品における唯一の製造及び販売店であるため、特名契約を締結します。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
水道局工務部配水課（電話番号06-6616-5571）

随意契約理由書

1 案件名称

給じん装置用部品（カバープレート（本体下部中間用））外48点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入する給じん装置用部品（カバープレート（本体下部中間用））外48点は、日立造船(株)施工による舞洲工場焼却設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能であるため、日立造船(株)製品の選定を行った。

（2）業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 （電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

4

1 案件名称

メインストレッチャー修繕

2 契約相手方

日本船舶薬品㈱

3 随意契約理由

救急車に搭載されているメインストレッチャーは、搬送される傷病者が直接乗車する部分にあたり、その安全性の確保は必須である。従ってメインストレッチャーを分解・点検・修理する場合は、使用する部品の品質や安全性が保証されており、また構造・特徴を十分に理解したうえで整備する必要がある。

当該メインストレッチャーを製造したファーノワシントン社(以下「メーカー」という。)は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社を日本国内における独占代理店に任命している。上記業者は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社が指定する、大阪府内における救急市場の唯一の販売代理店であり、メーカーにより品質・安全性が保証された純正部品の入手や、点検・整備技術の提供並びに指導をメーカーから受けており、当該メインストレッチャーの安全かつ確実な点検・整備が可能な唯一の業者である。(平成24年4月1日付、代理店証明書及び委任状の原本は消防局で保管。証明書及び委任状の有効期限は平成25年3月31日)

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課(機械器具開発) (電話番号 06-4393-6196)

随意契約理由書

5

1 案件名称

北港抽水所外2か所における発電機一式借入

2 契約の相手方

メタウォーター(株)

3 随意契約理由

このたび電力不足を背景とした計画停電が予告されている中で、国土交通省を通じて下水道施設について計画停電から除外していただくよう要望しておりましたが、6月25日付の国交省による「計画停電に対する準備について」の通知により、下水道施設は計画停電の対象となり、万一の計画停電に備えて停電対策を講じることとなりました。7月6日付の経済産業省による「計画停電中の緊急事態発生時の連絡態勢案について」の通知の中で大規模な台風など災害が起こる場合は、計画停電から復電することとなり、詳細につきましては災害スキーム（関西電力(株)、大阪市危機管理室）での協議となったところであります。

下水道施設においては、降雨により市域が浸水するのを防ぐ雨水排除の機能を担っており、本市ではディーゼル機関によるポンプ駆動や自家用発電設備により非常時の対応に努めております。

計画停電時に降雨があった場合、ポンプ設備や自家用発電設備が整備途中である下記抽水所においては、台風等の災害が起こってからの復電に時間を要した場合には、ポンプ運転が間に合わず、浸水のおそれがあるため、停電の際は直ちにポンプを稼働する必要があるため、万一、市域が浸水した場合は、市民生活に支障を来し、また市民の生命、身体、財産等に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

そのため、浸水被害を未然に防止する上で、下記抽水所における緊急非常用発電機の設置場所及び仕様について調査・作成と、合わせて災害スキームでの協議を行っていたところ、7月20日に緊急事態発生時の連絡態勢会議において、復電に要する時間及び下水道施設が決定したことにより、復電に一定の時間を要することが判明したため、発電機借入を行うことを急ぎ決定しました。

借入する発電機については、本市入札参加有資格者及びポンプ稼働用の大容量発電機を保有し、期間内に設置可能であることを条件として、別紙8業者に問い合わせたが、メタウォーター(株)のみしか取扱がないことが判明しました。

つきましては、上記業者は直ちに発電機の借入及び設置が可能な業者であるため上記業者と随意契約を締結します。また、今後の機器調達時には、入札手続きを行います。

4 借入場所

北港抽水所、佃第1抽水所、難波島抽水所

5 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

6 担当部署

建設局 北部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6462-1519）

発電機リース保有状況ヒアリング結果

	業者名	電話番号	リース発電機保有状況
1	(株)レンタルのニッケン	06-6445-4410	在庫なし
2	キャタピラーウエストジャパン(株)	072-641-1135	在庫なし
4	日立キャピタル(株)	06-6479-2831	取扱なし
5	東京センチュリーリース(株)	06-6263-2504	長期(年間)契約のみ取扱
6	興銀リース(株)	06-6222-2541	長期(年間)契約のみ取扱
7	アクティオ(株)	06-6452-1788	在庫なし
8	メタウォーター(株)	06-7709-9503	在庫あり

随意契約理由書

1 案件名称

券売機借入（再リース）（その2）

2 契約の相手方

東京センチュリーリース（株）

3 随意契約理由

当局では、天王寺公園・動物園の入園料徴収業務を遂行するため券売機の借入を行っている。この借入契約は平成24年4月1日から再リースを行っており、平成24年7月31日で終了する。

平成24年8月1日以降においても、入園料徴収業務遂行にあたり、券売機が必要であるため、券売機の借入を行うが、現在、天王寺公園、動物園の一体化等、施設の整備や今後の運営について検討しており、新ゲートを平成24年度は設計、平成25年度は工事、平成26年度から開設する方向で整備を行っていく予定であり、券売機の台数及び仕様などを変更する可能性も考えられる。

よって、現段階で契約期間を長期確保することは難しく、新規で券売機を借入することになると、短期間でその券売機の費用を負担するため、月々の負担額が高額となり、また、設置にかかる費用も必要となる。

したがって、上記業者から券売機を引き続き借入することにより、円滑な入園料徴収業務を行うことができるとともに、経済的にも有利となる。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

ゆとりとみどり振興局

天王寺動植物公園事務所（電話番号 06-6771-8401 ）

随意契約理由書

1 案件名称

ポストカラムーイオンクロマトグラフ分析計修繕

2 契約の相手方

株式会社 ジェイ・サイエンス関西

3 随意契約理由

本契約におけるポストカラムーイオンクロマトグラフ分析計（日本ダイオネクス株式会社製 ICS-5000 及び日本ダイオネクス株式会社製 DX-320、以下「本装置」という。）は、極めて高い精度が要求される装置であり、本装置専用で成型及び加工され、一般に販売されていない精密部品並びに本装置特有の技術仕様に基づいて製造されたものです。

本修繕には、性能保障を確保する必要があり、本装置専用で一般に販売されていない精密部品の調達及び本装置特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

なお、上記業者は修繕業務を行う本装置製造メーカーの大阪府内における唯一の代理店であり、これらの条件を満たすことのできる唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部水質試験所 豊野分室（電話番号072-825-4710）

随意契約理由書

1 案件名称

低速回転式せん断破碎機用ピースカッター外4点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

（1）機種選定理由

今回購入する低速回転式せん断破碎機用ピースカッター外4点は、日立造船(株)施工による舞洲工場破碎設備の可燃及び不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、独自の技術により他社では知りえず、使用部品の調達が可能であるため、日立造船(株)製品とする。

（2）業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 （電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用肉盛溶接管 1 外 2 点 (鶴見工場) 買入

2 契約の相手方

日立造船 (株)

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

今回購入するボイラー用肉盛溶接管 1 外 2 点は、日立造船 (株) 製の鶴見工場ボイラー設備の一構成部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、日立造船 (株) 製の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船 (株) が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船 (株) を特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 施設部 鶴見工場 (電話番号 06-6912-4700)

随意契約理由書

10

平成24年 9月13日

契約管財局長 様

港湾局長

次のとおり随意契約をお願いします。

1 案件名称

免税軽油（港湾局）第3四半期買入（単価契約）

2 契約の相手方

港石油株式会社

3 随意契約理由

当局では、網取船を1隻（8.50 t級）、渡船を2隻（12.00~19.54t級）保有しております。網取船は、大阪港に入港する本船に対するポートサービス事業を行っており、渡船は、木津川の大正区船町地区と住之江区平林地区を結び人と自転車を運ぶものとして運航しております。

網取船は月2回程度の給油を要します。

渡船は基本1隻で運航し、もう1隻は補修等の際の予備船としており、給油頻度は月に2回程度です。

各船への給油方法は、次の3方法が考えられます。

- ① 船舶給油施設へ操船して直接給油する
- ② 給油船（バージ船）による定けい場での給油
- ③ タンクローリ車による陸上からの給油

網取船は、本船からの要請を受け、運航を行っていますが、本船からの網取船出動要請時刻は、当日の船舶運航状況や荷役状況等により、頻繁に変更がなされることから、本船が入出港する時刻の合間に適宜給油を行う必要があります。よって、②及び③の給油方法は、事前に給油時刻の指定を行わなければならないため、運航時刻が定まらない網取船の給油には適しません。

一方、渡船はこれまで②の給油方法で行ってきましたが、②の給油方法で給油を行ってきた船舶の減少等から②の給油方法に抛りがたくなり、他の給油方法の検討が必要になりました。残る給油方法の内の③については、渡船の船着場である乗場が自動車等の通行できる道路と離れているため対応できません。

以上の理由により、当局が保有する網取船及び渡船の給油については、①の方法により行うこととしますが、定けい場に近接し、本船が入出港する時刻の合間に適宜給油を行うことが可能な船舶給油施設を所有する業者は、港石油㈱のみであります。

よって、港石油㈱と特名随意契約を依頼します。